

令和8年3月

河内長野市議会定例会

議 案 書

河内長野市

令和 8 年 3 月河内長野市議会定例会提出議案目次

報告第 2 号	専決処分報告について（和解並びに損害賠償の額の決定）	1
議案第 2 号	河内長野市固定資産評価審査委員会委員の選任について	3
議案第 3 号	河内長野市プロポーザル方式審査委員会条例の制定について	4
議案第 4 号	河内長野市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について	1 0
議案第 5 号	河内長野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	1 7
議案第 6 号	河内長野市特別用途地区内における建築制限に関する条例の制定について	1 9
議案第 7 号	河内長野市附属機関設置条例の改正について	2 2
議案第 8 号	河内長野市子ども・子育て会議条例の改正について	2 4
議案第 9 号	河内長野市行政手続条例の改正について	2 5
議案第 1 0 号	河内長野市印鑑登録条例の改正について	2 7
議案第 1 1 号	一般職の職員の給与に関する条例の改正について	2 8
議案第 1 2 号	河内長野市日野地区環境整備基金条例の改正について	3 0
議案第 1 3 号	河内長野市手数料徴収条例の改正について	3 1
議案第 1 4 号	河内長野市立小学校及び中学校設置条例の改正について	3 2
議案第 1 5 号	河内長野市立認定こども園条例の改正について	3 4
議案第 1 6 号	河内長野市国民健康保険条例の改正について	3 7
議案第 1 7 号	河内長野市介護保険条例の改正について	5 0
議案第 1 8 号	河内長野市営住宅条例の改正について	5 7

議案第19号	河内長野市公園条例の改正について	……………	58
議案第20号	河内長野市消防団員等公務災害補償条例の改正について	……………	61
議案第21号	和解並びに損害賠償の額の決定について	……………	63
議案第22号	公の施設（（仮称）南花台中央公園の一部）における指定管理者の指定について	……………	64
議案第23号	市道路線の認定について	……………	65

別冊1（令和7年度各会計補正予算関係）

別冊2（令和8年度各会計予算関係）

報告第2号

専決処分報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、市長において令和8年2月6日に損害賠償の額の決定について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月27日提出

河内長野市長 西野 修平

専決第2号

損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和8年2月6日

河内長野市長 西野 修平

和解並びに損害賠償の額の決定について

令和7年5月8日午前10時頃、コノミヤ南花台店の屋上において、南花台モビリティ「クルクル」の後進ランプの点検時に運転者が後進操作を行ったため、車体後方で目視確認をしていた相手方が後方に設置されていた消火器ボックスと車体の間に挟まれる形で接触し、相手方を負傷させた人身事故について、相手方と和解し、損害賠償の額を決定する。

1 和解の主旨

本件事故の責任割合について、市を100パーセントとし、市が損害賠償金を支払い、円満に解決する。

2 損害賠償の額

金270,180円

3 和解並びに損害賠償の相手方

河内長野市南花台一丁目在住 A

議案第 2 号

河内長野市固定資産評価審査委員会委員の選任について

河内長野市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、本市議会の同意を求める。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

河内長野市長 西野 修平

住 所

氏 名

生年月日

議案第 3 号

河内長野市プロポーザル方式審査委員会条例の制定について
河内長野市プロポーザル方式審査委員会条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市プロポーザル方式審査委員会条例

(設置)

第 1 条 市がプロポーザル方式により実施する契約等において、相手方となる候補者の選定を行うための審査を厳正かつ公平に行うため、別に定める場合を除き、対象案件ごとにこの条例に基づき河内長野市プロポーザル方式審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) プロポーザル方式 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）

第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約の締結等のため、公募又は指名の方法により当該随意契約等に係る業務等の実施に関する企画又は技術に関する提案を求め、その企画力、技術力等を総合的

に判断した上で、最も優れた提案を行った者を候補者として選定する方式をいう。

(2) 対象案件 プロポーザル方式により市が実施する契約等の案件（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の指定管理者の選定案件を除く。）をいう。

(3) 候補者 対象案件の契約等の相手方となる候補者（次点となる候補者を含む。）をいう。

(4) 市長等 市長、教育委員会その他の市の執行機関及び市の上下水道事業の管理者の権限を行う市長をいう。

（所掌事務）

第3条 委員会は、市長等の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査及び審議し、その結果を市長等に答申する。

(1) 候補者の選定に係る評価基準に関すること。

(2) 候補者の選定に係る審査及び評価に関すること。

(3) 候補者の選定に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、対象案件に関し市長等が必要と認めること。

（組織）

第4条 委員会の委員は、20名以内とし、対象案件ごとに次に掲げる者のうちから市長等が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 関係行政機関の職員

(3) 市の職員

- (4) その他市長等が必要と認める者
- 2 次に掲げるものを対象案件とするときは、前項第1号の者を委員に選定しなければならない。
- (1) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
(昭和39年河内長野市条例第3号)第2条に規定する議会の議決に付すべき契約に該当するもの
- (2) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に該当するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、予定価格が市長の権限に属する事務に関して専決権者が決裁できない金額のもの(教育委員会その他の市の執行機関及び市の上下水道事業の管理者の権限を行う市長が所管する部署の対象案件の場合を含む。)
- 3 第1項第1号の者を委員に選定する場合は、審査を厳正かつ公平に行う観点から必要な人数を選定しなければならない。
- 4 委員会の名称には、個別の対象案件の名称を付すものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第3条に規定する事項についてその結果を市長等に答申した日までとする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数かつ第4条第1項第1号の委員の過半数（同号の委員を選定する場合に限る。次項及び次条第2項において同じ。）が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員（議長を除く。）の過半数かつ第4条第1項第1号の委員の半数以上で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面審議)

第8条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又はやむを得ない事由があると認めるときは、書面の送付等によって行う審議（以下「書面審議」という。）をすることをもって会議に代えることができる。

2 書面審議は、委員の過半数かつ第4条第1項第1号の委員の半数以上で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 書面審議を行ったときは、委員長はその後に招集される最初の会議において、審議の結果を報告しなければならない。

(関係者の出席等)

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めるこ

とができる。

(複数の候補者の選定に係る委員会の設置の特例)

第10条 複数の対象案件の候補者の選定について、市長等が必要と認めるときは、一の委員会の設置をもって選定を行うことができる。

(中立の保持)

第11条 委員は、プロポーザル方式に参加する特定の者の利益又は不利益となる行為をしてはならない。

2 プロポーザル方式に参加する特定の者との間で厳正かつ公平な審査が妨げられうる特段の事情を有する者は、その審議に参加することができない。

(守秘義務)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第13条 委員会の庶務は、対象案件を所管する部署において処理する。

2 プロポーザル方式による候補者の選定に係る制度及び運用に関する事務は、別に定める部署において処理する。

(他の地方公共団体と共同で発注する場合の特例)

第14条 プロポーザル方式により他の地方公共団体と共同で発注する業務等の候補者の選定については、この条例の規定にかかわらず、当該他の地方公共団体との協議によるものとする。

(適用除外)

第15条 地方自治法第252条の7第1項の規定に基づき共同して設置

した同法第158条第1項に規定する内部組織その他の共同設置した機関等に係る所掌事務に関しては、この条例の規定は適用しない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現にプロポーザル方式に関する手続を開始している対象案件については、この条例の規定は適用しない。

(会議招集の特例)

3 委員の委嘱又は任命後最初に行われる委員会の会議の招集は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長等が行う。

議案第4号

河内長野市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

河内長野市職員の配偶者同行休業に関する条例を次のように定める。

令和8年2月27日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の6第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)から第3項まで及び第6項から第8項まで並びに第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業(法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員(次に掲げる職員を除く。以下同じ。)が配偶者同行休業の承認の申請をした場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮し

た上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員

(2) 法第22条に規定する条件付採用になっている職員

(3) 職員の定年等に関する条例（昭和59年河内長野市条例第24号）第4条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(4) 職員の定年等に関する条例第9条第1項の規定により引き続いて勤務することとされ、又は同条第2項の規定により当該勤務の期限を延長することとされている職員

（配偶者同行休業の期間）

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年とする。

（配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由）

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。以下「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

(1) 外国での勤務

(2) 事業の経営その他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に掲げるものを除く。）

（配偶者同行休業の承認の申請）

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

2 任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

（配偶者同行休業の期間の延長）

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第2条及び前条第2項の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

（配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情）

第7条 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこととなり、及びその引き続くことが当該延長の申請時には確定していなかったことその他任命権者がこれに準ずると認める事情とする。

（配偶者同行休業の承認の取消事由）

第8条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由と

する。

- (1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。
- (2) 配偶者同行休業をしている職員が河内長野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成2年河内長野市条例第17号）第6条第7項に規定する特別休暇のうち産前又は産後であることを理由とする休暇を取得することとなったこと。
- (3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

（届出）

第9条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 配偶者が死亡した場合
- (2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
- (3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合
- (4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

2 第5条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

（配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用）

第10条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び第3項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、

当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

(1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合は、当該職員にその任期を明示しなければならない。

3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあつては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

4 第2項の規定は、前項の規定により任期を更新する場合について準用する。

5 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を第3項の規定により更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

（職務復帰後における号給の調整）

第11条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

- 2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その者の号給を調整することができる。

(退職手当の取扱い)

第12条 職員の退職手当に関する条例（昭和29年河内長野市条例第28号）第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

- 2 配偶者同行休業をした期間についての職員の退職手当に関する条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは「その月数」とする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 2 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭

和 4 7 年河内長野市条例第 3 4 号) の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「職員の退職手当に関する条例（昭和 2 9 年河内長野市条例第 2 8 号）」の次に「及び河内長野市職員の配偶者同行休業に関する条例（令和 8 年河内長野市条例第 号）第 1 2 条」を加える。

第 1 5 条の次に次の 1 条を加える。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第 1 5 条の 2 河内長野市職員の配偶者同行休業に関する条例第 2 条の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

（河内長野市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

3 河内長野市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 1 年河内長野市条例第 5 6 条）の一部を次のように改正する。

第 1 7 条の次に次の 1 条を加える。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第 1 7 条の 2 河内長野市職員の配偶者同行休業に関する条例（令和 8 年河内長野市条例第 号）第 2 条の承認を受けた職員には、配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

議案第5号

河内長野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

河内長野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和8年2月27日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（同法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。）を行う事業をいう。）の運営に関する基準を定めるものとする。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第2条 前条の運営に関する基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）の規定の例による。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する

議案第 6 号

河内長野市特別用途地区内における建築制限に関する条例の
制定について

河内長野市特別用途地区内における建築制限に関する条例を次のように
定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市特別用途地区内における建築制限に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号。以下「法」という。）第 4 9 条第 1 項の規定に基づき、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 8 条第 1 項第 2 号に掲げる特別用途地区内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）の例による。

(適用区域)

第 3 条 この条例の規定は、別表第 1 に掲げる特別用途地区（以下「特別

用途地区」という。)の区域内に適用する。

(特別用途地区内の建築制限等)

第4条 別表第2左欄に掲げる特別用途地区の区域内においては、同表右欄に掲げる建築物を建築し、又は既設の建築物を同欄に掲げる建築物の用途に使用してはならない。

(建築物の敷地が特別用途地区の区域の内外に渡る場合の措置)

第5条 建築物の敷地が特別用途地区の区域の内外に渡る場合において、当該敷地の過半が特別用途地区の区域内にあるときは、当該敷地は、特別用途地区の区域にあるものとみなす。

(補則)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第4条の規定は、この条例の施行の際現に住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項に規定する届出がされている同法第2条第5項に規定する届出住宅については、適用しない。

別表第1(第3条関係)

名称	区域
居住環境保全地区	都市計画法第20条第1項の規定により告示された南部大阪都市計画特別用途地区の区域のうち居住環境保全地区の区域

別表第2(第4条関係)

特別用途地区	建築物
居住環境保全地区	住宅宿泊事業法第2条第5項の届出住宅

議案第 7 号

河内長野市附属機関設置条例の改正について

河内長野市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市附属機関設置条例の一部を改正する条例

河内長野市附属機関設置条例（平成 2 4 年河内長野市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号の表河内長野市観光宿泊施設機能維持事業民間事業者の提案の選定に係る審査委員会の項及び河内長野市事業再評価委員会の項を削り、同表中

「

河内長野市入札等監視委員会	市が発注した工事等に関し、入札、契約手続の運用状況等について報告を受け、入札、契約の経緯等に関すること並びに入札、契約の経緯及び工事成績等の再苦情についての調査、審議等に関する事務
河内長野市「人・農地プラン」検討会	市が策定する市域における、人・農地プランについての審議等に関する事務

河内長野市不動産評価 審議会	市が取得又は処分しようとする不動産価格に ついての評定、審議等に関する事務
河内長野市保健計画策 定委員会	市が策定する保健計画についての調査、審議等 に関する事務

」

を

「

河内長野市入札等監視 委員会	市が発注した工事等に関し、入札、契約手続の 運用状況等について報告を受け、入札、契約の 経緯等に関する事並びに入札、契約の経緯及 び工事成績等の再苦情についての調査、審議等 に関する事務
河内長野市不動産評価 審議会	市が取得又は処分しようとする不動産価格に ついての評定、審議等に関する事務
河内長野市文化振興計 画推進委員会	市が策定する文化振興に関する計画等の推進 や進捗状況、文化活動の評価や助言、計画等の 見直しや策定についての調査、審議等に関する 事務
河内長野市保健計画策 定委員会	市が策定する保健計画についての調査、審議等 に関する事務

」

に改め、同項第2号の表河内長野市文化振興計画推進委員会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第1号の表河内長野市事業再評価委員会の項を削る改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 8 号

河内長野市子ども・子育て会議条例の改正について

河内長野市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

河内長野市子ども・子育て会議条例（平成 2 7 年河内長野市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 7 2 条第 1 項」の次に「及び児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 8 条第 3 項」を加える。

第 2 条第 2 号中「前号」を「前 2 号」に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 児童福祉法第 8 条第 3 項に掲げる事項に関すること。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 9 号

河内長野市行政手続条例の改正について

河内長野市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市行政手続条例の一部を改正する条例

河内長野市行政手続条例（平成 1 0 年河内長野市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を行政手続法第 1 5 条第 4 項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令（令和 7 年総務省令第 1 0 3 号）で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態

に置くとともに、公示事項が記載された書面を河内長野市公告式条例（昭和29年河内長野市条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「参加人」と、「」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条前段中「第15条第3項」の次に「及び第4項」を加え、同条後段中「「同項第3号及び」を「同条第4項中「第1項第3号及び」に、「「同項第3号」」を「「第28条第1項第3号」」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

この条例は、令和8年5月21日から施行する。

議案第10号

河内長野市印鑑登録条例の改正について

河内長野市印鑑登録条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月27日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市印鑑登録条例の一部を改正する条例

河内長野市印鑑登録条例（昭和50年河内長野市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第13条の2中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

議案第 11 号

一般職の職員の給与に関する条例の改正について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 27 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例(昭和 29 年河内長野市条例第 27 号)の一部を次のように改正する。

第 15 条の 2 第 2 項第 1 号中「第 6 項」を「第 7 項」に改め、同項第 2 号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「66, 400 円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからスまでを削り、同条第 7 項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「及び第 2 項第 2 号」を「、第 2 項第 2 号」に改め、「定める額」の次に「及び第 3 項第 1 号に定める額」を、「、第 2 項」の次に「及び第 3 項」を加え、同項を同条第 7 項とし、同条第 5 項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場

合として規則で定める場合にあつては、その翌月)」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第6項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 12 号

河内長野市日野地区環境整備基金条例の改正について

河内長野市日野地区環境整備基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 27 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市日野地区環境整備基金条例の一部を改正する条例

河内長野市日野地区環境整備基金条例(平成 7 年河内長野市条例第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「372, 500, 000 円」を「370, 100, 000 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 3 日から施行する。

議案第 13 号

河内長野市手数料徴収条例の改正について

河内長野市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 27 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市手数料徴収条例の一部を改正する条例

河内長野市手数料徴収条例（平成 12 年河内長野市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（多機能端末機による交付の場合の特例）

- 2 令和 8 年 8 月 1 日から令和 9 年 7 月 31 日までの間、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により証明書等を発行する機能を有するものをいう。）を用いる場合における第 2 条第 1 項第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 14 号の規定の適用については、同項第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 14 号中「300 円」とあるのは「100 円」とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

議案第14号

河内長野市立小学校及び中学校設置条例の改正について

河内長野市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月27日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例

河内長野市立小学校及び中学校設置条例（昭和56年河内長野市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

12	河内長野市立美加の台小学校	河内長野市美加の台三丁目25番1号
----	---------------	-------------------

」

を

「

12	河内長野市立美加の台小学校	河内長野市美加の台七丁目2番1号
----	---------------	------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 15 号

河内長野市立認定こども園条例の改正について

河内長野市立認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 27 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市立認定こども園条例の一部を改正する条例

河内長野市立認定こども園条例（令和元年河内長野市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「前 2 号」を「前 3 号」に改め、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）

第 10 条を第 11 条とし、第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（乳児等通園支援事業）

第 10 条 乳児等通園支援事業の利用を希望する乳児又は幼児の保護者は、規則で定めるところにより、市長に申し込み、その承認を受けなければならない。この場合において、当該保護者は、あらかじめ、子ども・子

- 育て支援法第30条の15第2項に規定する乳児等支援給付認定を受けるものとする。
- 2 乳児等通園支援事業を利用する乳児又は幼児の保護者は、規則で定めるところにより、利用料を納付しなければならない。
 - 3 前項の利用料の額は、乳児等通園支援事業の利用1時間当たり300円を限度として、規則で定める額とする。
 - 4 市長は、第2項に規定する保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である場合その他規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該保護者が納付すべき利用料を減額し、又は免除することができる。
 - 5 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認（以下「利用の承認」という。）を取り消し、又は乳児等通園支援事業の利用を制限し、若しくはその利用を停止することができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により利用の承認を受けたとき。
 - (2) 子ども・子育て支援法第30条の18の規定により、乳児等支援給付認定が取り消されたとき。
 - (3) 利用の承認に係る乳児又は幼児が感染症にかかっているときその他当該乳児又は幼児に乳児等通園支援（子ども・子育て支援法第7条第11項に規定する乳児等通園支援をいう。）を提供することが困難であると認められるとき。
 - (4) この条例若しくはこれに基づく規則又は利用の承認の条件に違反したとき。
 - (5) 利用を中止する旨の申出があったとき又は利用の必要がなくなった

と認められるとき。

(6) その他認定こども園の管理上不相当と市長が認めるとき。

6 前各項に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の利用に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第16号

河内長野市国民健康保険条例の改正について

河内長野市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月27日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

河内長野市国民健康保険条例（昭和35年河内長野市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項を次のように改める。

保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者を

いう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)

(4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。)

第8条の3第1号イ中「、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び」を「及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)、」に改め、「「介護納付金」という。)」の次に「並びに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)」を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第12条の6の2第1号中「同じ。)」の次に「の額」を加える。

第12条の6の5第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第12条の7第1号中「同じ。)」の次に「の額」を加える。

第12条の11の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第12条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第16条、第16条の3、第16条の4及び第16条の5の規定によ

り子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第16条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第12条の13 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

2 前項の場合において、同項の子ども・子育て支援納付金賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第12条の14 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第12条の15 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

(3) 18歳以上被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における18歳以上被保険者均等割の額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、1円未満の端数が

あるときは、これを切り上げるものとする。

- 3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第12条の16 第12条の13の子ども・子育て支援納付金賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に掲げる額を超えることができない。

第15条を次のように改める。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第15条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第9条第1項若しくは第12条の6の3第1項の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第12条の8第1項若しくは第12条の13第1項の額又は第16条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)

に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第16条の3第1項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、同条第5項(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第16条の4第1項各号(同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、同条第6項各号(同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは第16条の5第1項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第9条第1項、第12条の6の3第1項、第12条の8第1項若しくは第12条の13第1項の額又は第16条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第16条の3第1項に定める額、同条第5項に定める額、第16条の4第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは第16条の5第1項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより、納付義務が消滅した場合においては、その

消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

第16条第1項第1号中「第3号」の次に「並びに第5項」を加え、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第12条の13第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第12条の16に規定する額を超える場合には、その額）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保

険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号ロの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所

得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号ハの規定において被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされる金額に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

- 6 第12条の15第2項及び第3項の規定は、前項各号ア及びイに規定する軽減額の決定について準用する。この場合において、第12条の15第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは「軽減額」と読み

替えるものとする。

第16条の2中「及び前条第1項」を「、第12条の6の4、第12条の9及び第12条の14並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項」に改める。

第16条の3第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、「「後期高齢者支援金等賦課額」と」の次に「、「第16条第1項各号」とあるのは「第16条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、「第5項」を「第6項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第12条の15」と、第2項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の15第3項」と読み替えるものとする。

第16条の3に次の1項を加える。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第16条第1項各号」とあるのは「第16条第5項各号」と、「第12条」とあるのは「第12条の15」と、第6項中「第12条第3項」とあるのは「第12条の15第3項」と読み替えるものとする。

第16条の4第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7

第6項第8号」に、「第5項に」を「第6項に」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第8項中「第5項及び第6項」を「第6項及び第7項」に、「第5項中」を「第6項中」に改め、「「第12条の11に規定する額」と」の次に「、「第16条第1項各号」とあるのは「第16条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、「第6項中」を「第7項中」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に改め、「「第12条の6の10に規定する額」と」の次に「、「第16条第1項各号」とあるのは「第16条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第9条第1項」とあるのは「第12条の13第1項」と、「第12条の6に規定する額」とあるのは「第12条の16に規定する額」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の15」と読み替えるものとする。

第16条の4に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」と

あるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第9条第1項」とあるのは「第12条の13第1項」と、「第12条の6に規定する額」とあるのは「第12条の16に規定する額」と、「第16条第1項各号」とあるのは「第16条第5項各号」と、第7項中「第12条」とあるのは「第12条の15」と読み替えるものとする。

第16条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第16条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第12条の15の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第16条第5項、第16条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第12条の15第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、第12条の15第3項の規定中「保険料率」

とあるのは「額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の河内長野市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和8年度以降の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

第3条 新条例第12条の16の規定は、令和9年度以後の年度分の保険料について適用し、令和8年度分の保険料については、第12条の16中「各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に掲げる額」とあるのは「国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に掲げる額」と読み替えるものとする。

議案第 17 号

河内長野市介護保険条例の改正について

河内長野市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 27 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市介護保険条例の一部を改正する条例

河内長野市介護保険条例（平成 12 年河内長野市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

第 12 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附則に次の 2 条を加える。

（令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第 10 条 第 1 号被保険者（令和 8 年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除き、令和 8 年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有する者（同法第 294 条第 3 項の規定により当該

市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。))の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控

除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。
以下同じ。) 」とする。

- 2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。））」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。））」とする。

3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア及び第14号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。）」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第11条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において当該保険料を賦課する市町村に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により当該市町村の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,

900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に

規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 18 号

河内長野市営住宅条例の改正について

河内長野市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 27 日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市営住宅条例の一部を改正する条例

河内長野市営住宅条例（平成 9 年河内長野市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「214,000 円」を「259,000 円」に改め、
同条第 2 項第 3 号中「小学校就学の始期に達するまでの者」を「18 歳に達した日以後における最初の 3 月 31 日までの間にある者」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第19号

河内長野市公園条例の改正について

河内長野市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月27日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市公園条例の一部を改正する条例

河内長野市公園条例（昭和42年河内長野市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条の5第3号中「及びコミュニティールーム」を「、コミュニティールーム、天然芝球技場及び多目的室」に改める。

第14条の2第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 天然芝球技場及び多目的室 午前8時から午後9時まで

第15条の2第1項中「及びコミュニティールーム」を「、コミュニティールーム、天然芝球技場及び多目的室」に改める。

第21条第2項中「占用料」を「使用料」に改める。

第28条の2中「第15条の2」に、「使用許可」を「第15条の2」に、「ゲートボール場」を「野球場、プール、庭球場、人工芝球技場、コ

コミュニティルーム、天然芝球技場及び多目的室」に、「使用許可」に、「第15条又は前条」を「第15条、第15条の2又は前条」に改める。

別表第2に次のように加える。

南花台中央公園	天然芝球技場 多目的室
---------	----------------

別表第6に次のように加える。

ク 天然芝球技場及び多目的室の利用料金

種別	利用料金	摘要
天然芝球 技場	全面1時間当たり 14,000円 広告用スペース1日当たり1平方メートルにつき 800円	ただし、営利を目的とする場合又は利用者の住所（法人にあっては、その事務所の所在地）が市外にある場合は、それぞれの場合において10割増しとする（広告用スペースを除く。）。
多目的室 1	1時間当たり 400円	
多目的室 2	1時間当たり 1,000円	
多目的室 3	1時間当たり 800円	
多目的室 4	1時間当たり 600円	

ケ 天然芝球技場の設備利用料金

種別	利用料金
照明設備	1時間当たり 5,000円

音響設備	1日当たり1回 5,000円
------	----------------

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行前においても、南花台中央公園の管理及び許可等に関する指定管理者が行う業務について必要な準備行為を指定管理者になるべき者に行わせることができる。

(指定管理期間の特例)

- 3 この条例の施行後最初に指定する南花台中央公園の指定管理者の指定管理期間は、第8条の4第1項の規定にかかわらず、第1項の規則で定める日から令和14年3月31日までとする。

議案第20号

河内長野市消防団員等公務災害補償条例の改正について

河内長野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月27日提出

河内長野市長 西野 修平

河内長野市条例第 号

河内長野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

河内長野市消防団員等公務災害補償条例（昭和42年河内長野市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に、

「11,300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の河内長野市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた河内長野市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 21 号

和解並びに損害賠償の額の決定について

和解並びに損害賠償の額の決定について、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、本市議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 27 日提出

河内長野市長 西野 修平

令和 6 年 8 月 19 日に相手方からの申し出により発覚した、市道清見台 1 号線にある市が管理する街路樹の根が、相手方の自宅敷地内に埋設している排水柵に侵入し、損傷させた物損事故について、市の道路管理上の瑕疵を認め、次のとおり和解し、損害賠償の額を決定する。

1 和解の主旨

本件事故の責任割合について、市を 100 パーセントとし、市が損害賠償金を支払い、円満に解決する。

2 損害賠償の額

金 3, 120, 975 円

3 和解並びに損害賠償の相手方

河内長野市清見台一丁目在住 A

議案第 22 号

公の施設（（仮称）南花台中央公園の一部）における指定管理者の指定について

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定による指定管理者の指定について、同条第 6 項の規定により、本市議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 27 日提出

河内長野市長 西野 修平

1 指定管理者に管理させる公の施設の名称

（仮称）南花台中央公園の一部（河内長野市南花台三丁目 2 1 2 7 番 2 のうち、駐車場、駐輪場及び多目的広場を除く。）

2 指定管理者となる団体名

株式会社スペランツァ大阪・特定非営利活動法人スペランツァ共同事業体

3 指定の期間

河内長野市公園条例の一部を改正する条例（令和 8 年河内長野市条例第 号）の施行の日から令和 14 年 3 月 31 日まで

議案第23号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法第8条第2項の規定により、本市
議会の議決を求める。

令和8年2月27日提出

河内長野市長 西野 修平

1 認定する路線

整理 番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地
1	長野5号線	長野町 77番13	長野町 77番9	
2	喜多34号線	喜多町 235番2	喜多町 233番7	
3	向野18号線	向野町 748番3	向野町 748番5	
4	鳴尾中10号線	木戸三丁目 994番8	木戸三丁目 995番13	
5	鳴尾中11号線	木戸三丁目 995番10	木戸三丁目 995番10	

6	鳴尾中12号線	木戸三丁目 995番10	木戸三丁目 995番10	
7	向野19号線	向野町 723番14	向野町 723番17	
8	野作台44号線	昭栄町 880番5	昭栄町 880番7	
9	木戸石坂7号線	木戸西町三丁目 165番7	木戸西町三丁目 165番5	
10	長野6号線	長野町 77番23	長野町 77番23	
11	本多4号線	本多町 872番1	本多町 872番5	
12	本多5号線	本多町 872番7	本多町 872番8	
13	赤峰1号線	小山田町 379番1	上原町 811番5	
14	赤峰2号線	上原町 811番5	上原町 811番2	
15	上原西天野小山田線	上原西町 468番5	小山田町 4323番2	